

**「議会基本条例に関する部会」での検討内容のまとめ****◆部会開催実績**

令和 3 年 6 月 1 6 日（水）、7 月 1 5 日（木）、8 月 1 9 日（木） 計 3 回

**◆検討結果**

総務部からの「杉並区議会基本条例（素案）の確認について（回答）」を元に、指摘箇所  
の検討。

**○全体事項 「ですます体」の文体について****○検討結果**

これまでの経緯を尊重し、原案のとおり「ですます体」のままとすることで決定。

**○前文**

杉並区議会は、区民により選ばれた複数の杉並区議会議員で構成する議事機関であり、同じく選挙で選ばれた単独の執行機関である杉並区長との両者により、二元代表制を構成しています。

その二元代表制のもと、杉並区議会は、「みどりと水辺、歴史ある道や街並み、そこに暮らす住民の活動や自治への取組」などの「杉並らしさ」を守りながら、執行機関との緊張ある関係を保持し、独立した区の最高意思決定機関として議論を通じて区政運営について決定を行っています。

また、杉並区議会は、区民福祉の増進と住民自治及び団体自治の実現を適切に図り、区民の負託に応えるために、執行機関に対し、政策立案と提言及び監視や評価を行っています。

さらに、開かれた議事機関として情報の公開を推進するとともに、会議規則等に則り自由かつ活発な討議を通して、多様な区民及び議員の意見を尊重し、意思決定の過程の透明化を図ります。

これら議会における責任と役割を明確に示すため、この条例を制定します。

**○検討結果**

- ・「並びに」を「及び」に修正する等、法令上の表記に文言修正。

**（目的）**

**第 1 条** この条例は、杉並区自治基本条例（平成 14 年杉並区条例第 47 号。以下「自治基本条例」という。）第 6 章の規定を踏まえ、議会及び議員に関する基本事項を定めること  
によって、杉並区議会（以下「議会」という。）及び杉並区議会議員（以下「議員」とい  
う。）が区民の負託に応え、区民生活の向上及び区政の発展に貢献することを目的としま  
す。

○検討結果

- ・「第6章「議会」の規定を踏まえ、」の「議会」を削除。
- ・「区民の生活の向上」から「区民生活の向上」に修正。
- ・前文に併せ「信託」を「負託」に修正。

**(他の条例等との関係)**

**第2条** 前条の目的を達成するため、議会の運営及び議員に関する他の条例等の制定又は改廃を行うときは、この条例に定める事項との整合性を図らなければなりません。

○検討結果

- ・「整合」を「整合性」に修正。
- ・自治基本条例では「条例等」ではなく、「条例、規則等」とされているとの指摘については、区長が制定する規則と地方自治法で定められている議会の会議規則では、位置付けが異なるため原案のままとすることに決定。
- ・自治基本条例では、類似規定が最後に置かれているとの指摘については、本条の重要性から原案のままの条だてとすることに決定。

**(基本理念)**

**第3条** 議会は、選挙により選ばれた議員で構成される合議制の意思決定機関であるとともに、執行機関の区政運営を監視及び牽制する機能を持つ議事機関として、区民の負託に応える議会活動を行うため、公平かつ公正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとします。

○検討結果

- ・自治基本条例第8条「区議会の役割及び権限」と表現が異なるとの指摘については、原案に至った経緯から原案のままとすることに決定。
- ・「牽制」の「牽」にルビを振るよう修正。
- ・前文に併せ「信託」を「負託」に修正。
- ・「公平かつ公正な議論を尽くし」という文言が法令に例がないとの指摘については、重要な文言であるため、原案のままとすることに決定。

**(議会の運営及び活動方針)**

**第4条** 議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる方針に基づき議会運営等を行うものとします。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）で定めるところにより有している条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に対する調査、検査及び監査請求等の権限を適切に行行使すること。
- (2) 区民生活の向上及び区政の発展のため、区民の多様な意見の反映を図るとともに、自由かつ活発な討議を行い、効果的かつ効率的な議会運営を行うよう努めること。
- (3) 議会が保有する情報の公開、会議の公開及び情報提供の充実により、区民との情報共有を図り、区民に対する説明責任を果たすよう努めること。
- (4) 議会の会議運営を行うに当たり、会議への参加を妨げる社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮に努めること。

## 〈解説〉

この条は、第3条で定めている基本理念にのっとり議会がどのように運営され、どのような活動を行っていくのか、基本的な方針を示しています。

(1) 地方自治法で定められている事項の議決や、執行機関の仕事に対するチェックなどを適切に行うこと、(2) 区民の様々な意見を聴き、自由で活発な討議を行ったうえで、区民にとってより良い議会運営を行うこと、(3) 議会に関する情報や会議(本会議、委員会など)を公開することにより、区民の知る権利を保障し、説明責任を果たすこと、(4) 議員や参考人等が会議に出席するときや、区民等が会議を傍聴するときに、誰もが支障なく参加することができるよう配慮することを基本方針としています。

### ◆情報の公開◆

区民の知る権利を保障し、区民に信頼される議会であるために、杉並区議会に関する情報を公開しています。

区民等は、杉並区議会情報公開条例に基づき、区議会事務局の職員が職務上作成したり、取得した情報について情報公開請求を行うことができます。

### ◆社会的障壁等◆

社会的障壁等とは、障害がある者その他支援が必要な者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを指します。

## ○検討結果

### 【条文】

- ・第3、4条の条文見出しについて、自治基本条例では「区議会の役割及び権限」としての指摘があったが、これまでの経緯もあるので原案のままとすることに決定。
- ・「及び」の使い方や句読点、漢字の表記について、法令上の表記に修正。

### 【解説】

- ・「区民が議会の会議を傍聴するときや、議員が出席するとき、」を「議員や参考人等が会議に出席するときや、区民等が会議を傍聴するとき、」に修正。
- ・「◆情報の公開◆」の説明について、区民以外でも情報公開請求を行えるため、「区民」を「区民等」に修正。
- ・「◆社会的障壁等◆」の説明を追加。

## (議員の活動方針)

**第5条** 議員は、第3条に規定する基本理念の実現のために、次に掲げる方針に基づき活動するものとします。

- (1) 選挙により選ばれた議員であることを自覚し、常に品位を保持し、政治倫理の向上に努めること。
- (2) 区民の多様な意見を把握し、区政全体を見据えた幅広い視点及び長期的な展望を持って、誠実な職務の遂行に努めること。
- (3) 積極的な調査研究活動を通じ、審議能力及び政策立案能力の向上に努めること。

○検討結果

- ・第8条の表記に併せ「民意」を「区民の多様な意見」に修正。

**(議長及び副議長)**

**第6条** 議会は、議長及び副議長一人を選挙により選出しなければなりません。

- 2 議長は、議会の代表者として、公正かつ中立的な立場から議場の秩序を保持し、議事を整理し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければなりません。
- 3 議長は、前項で定める議会運営の実現のために、必要に応じて調査を行い、任免権者として職員を適切に指揮監督し、議会の事務の円滑な実施に努めなければなりません。
- 4 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合について準用します。

○検討結果

- ・地方自治法の規定に併せ「議長及び副議長一人」の「一人」を追加。

**(会派)**

**第7条** 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができます。

- 2 議員が会派を結成したとき、又は会派に変更があったときは議長に届け出るものとし、議会は速やかにこれを公表するものとします。

○検討結果

- ・「あたり」を「当たり」に修正。
- ・総務部からの回答の確認が全て終わった段階で第7条の内容について再度確認する。

**(区民との関係)**

**第8条** 議会は、区民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、区民が議会活動に参加する機会の充実に努めるものとします。

○検討結果

- ・「議会活動」は何を指すのかとの指摘については、解説文に説明があるので原案のままとすることに決定。

## (会議の公開)

**第9条** 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会を原則公開とし、区民に開かれた議会運営に努めるものとします。

### 〈解説〉

この条は、会議の公開について規定しています。

会議は、人権問題やプライバシー保護の観点など、非公開（秘密会）としなければならない場合を除き、誰でも傍聴（会議を見学）することができます。また、傍聴に際し7日前までに希望があれば手話通訳や一時保育（託児）を行っています。

傍聴以外に、インターネットによるライブ中継（本会議のみ）、録画中継（本会議、予算及び決算特別委員会）による公開も行っているほか、傍聴者が審査内容について理解できるように委員会で使用する資料をホームページに掲載するなど、区民に開かれた議会運営を行うよう努めています。

### ○検討結果

- ・解説に「また、傍聴に際し7日前までに希望があれば手話通訳や一時保育（託児）を行っています。」の記載を追加。

## (広報活動の充実)

**第10条** 議会は、区民が議会に関心を持ち、議会活動に対する理解を深めることができるよう、議会に関する情報を広報紙の発行、インターネットの利用その他の方法により積極的に発信するよう努めるものとします。

### ○検討結果

- ・「議会活動に対する理解」のように「議会活動に対する」を追加。

## (区民意見の反映)

**第11条** 議会は、請願及び陳情の適切な審査に努め、その審査にあたっては、請願者又は陳情者による説明陳述の機会を設けることができます。

2 議会は、第8条に基づく区民の意見の把握が不十分であると判断した場合等、必要に応じて公聴会制度及び参考人制度の活用を努めるものとします。

3 議会は、法第99条の規定に基づく意見書を、国会又は関係行政庁に提出することができます。

### ○検討結果

- ・説明陳述の機会の表記方法について、解説も含め継続検討。
- ・「議会」の記載と、第3項の「判断した場合」の記載の指摘については継続検討。

### (区長等との関係)

**第 12 条** 議会は、区長、教育委員会その他の執行機関（以下「区長等」という。）に対し、区の議事機関としての役割を果たさなければなりません。

#### ○検討結果

- ・法令上の表記で、「区長、教育委員会、~~その他の執行機関~~」に修正。

### (議決)

**第 13 条** 議会は、法第 96 条第 1 項の規定に基づき、条例の制定改廃、予算、決算認定その他の事件を議決しなければなりません。

- 2 議会は、法第 96 条第 2 項及び自治基本条例第 14 条第 1 項の規定に基づき、基本構想の策定又は変更を議決しなければなりません。
- 3 議会は、前項に定めるもののほか、必要な事項を議決事件に追加することができます。

#### ○検討結果

- ・第 4 条の表記に併せ「制定・改廃」を「制定改廃」に修正。
- ・法令上の表記で、「決算認定、~~その他の事件~~」に修正。
- ・法令上の表記で、「に基づき」を「の規定に基づき」に修正。
- ・第 2 項、第 3 項の指摘については、継続検討。

### (執行機関の人事)

**第 14 条** 議会は、法令の定めに従い、次の各号に掲げる執行機関の職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人事に係る議決又は選挙を行わなければなりません。

- (1) 副区長 選任の同意及び解職
- (2) 監査委員 選任の同意、解職及び罷免
- (3) 教育長及び教育委員会委員 任命の同意、解職及び罷免
- (4) 選挙管理委員会委員 選挙、解職及び罷免
- (5) 農業委員会委員 選任の同意及び罷免

#### ○検討結果

- ・法令用語の用法、表記方法のとおり修正。

### (調査及び説明要求)

**第 15 条** 議会は、法に定めのある検査権、監査請求権、調査権及び説明要求権等を行することができるほか、区長等に対して資料の提出を求めることができます。

- 2 議会は、杉並区区民等の意見提出手続に関する条例（平成 21 年杉並区条例第 41 号）の規定により、区民等の意見提出手続が実施された政策等の案については、公表された結果を審議の参考にするものとします。

#### ○検討結果

- ・「区民等の意見提出手続を~~実施した案件~~」を「区民等の意見提出手続が~~実施された政策等の案~~」に修正。
- ・第 2 項の指摘については、解説も含めて継続検討。